

期待をしております。

○馳委員 ちよつと強烈なことを今から提案しますね。

家裁の履行勧告に従わなかった場合に、民事執行法百七十二条の間接強制はできませんが、現実には余り機能していません。そこで、履行勧告や間接強制を何回も無視したり等、ひどいケースに、児童虐待防止法の虐待事案と認定したり、人身保護法を適用して、人身保護命令を出して、罰則で担保したりすべきではないかと思いますが、いかがですか。

関連して、不当な子供の連れ去りも虐待と言えないのではないのでしょうか。ここは厚生労働省に聞いた方がいいですね、法務省に聞いてもあれです。

私なりにこうしたらどうかと思ってお伺いいたしますが、いかがでしょうか。

○江田国務大臣 馳委員がそうして一生懸命に、履行勧告に従わなかった場合などの対応についてお考えいただくことは、大変大切だと思っております。

確かに、残念ながら、面会交流をめぐって、父と母が対立して適切に実現されない事案があるのは事実でございます。ただ、監護親が面会交流を拒否する、これはやはりいろいろな理由もあって、面会交流の際に子を連れ去られるのではないかと不安があるとか、あるいは、離婚に至った経過の中で強いストレス、葛藤があつて、もう顔も見たくもないというようなそういう気持ちもあつて、たとえ子供といえども会わせたくもないというような気持ちも強くあつたり、あるいはまた、親子の適切な面会交流が、たとえ別れた元夫、元妻との交流であってもやはり子の健全な育成のためには重要だということがなかなか理解されない、そうした事情があるのだと思ひます。

ただ、こうした事情があるときに、それに強制力でもって臨むことが本当にいい人間関係をつくっていくのかというと、強制力というのはまたこれは一つのストレスになつていくわけでありま

して、強制ではなくて説得で、やはりそこは納得でこの交流ができるようにしていくことが非常に重要だと思ひますので、やはり、別れた後も父は父、母は母なんですよということの理解とか、あるいは、連れ去られるような心配はない、こういうやり方で会わせるんですからとか、そういうさまざまな説得の工夫は私にはたくさんあると思うので、そうした努力を精いっぱいやるのが大切だと思ひます。

それから、人身保護も、人身保護というのはある人を拘束しているのを引き離して裁判所に連れてくるという制度で、監護親が子供を監護している状態が人身保護に言うところの拘束に当たるかというのは、大変判断は難しいだらうと思ひます。いづれにしても、納得が大切と思ひます。

○石井政府参考人 なかなか難しい御質問をいただきます。また、かつて児童虐待防止法というのはまさに先生方がおつくりになった法律でございます。そこにご適用するかどうかという御質問であるわけですが、一応、前提として、家裁の履行勧告に従わないというスタート地点があります。大変著しい、ひどい場合だという前提があるんだらうと思ひます。

個別具体的なケースを見ていかないと、なかなか、本当にこれが児童虐待の定義に当てはまるのか、一概にこの判断は難しいところがございますが、ただ、先生御案内のとおり、児童虐待の定義でございます。その第四号の中に、「児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応」そして「その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動」これが児童虐待に該当するということでございます。まさにこれに該当するような極めてひどいケースについては、当たり得るということだけは申し上げることができるかと思ひます。

○馳委員 まさしく、定義の特出しということになると難しいんですね。実は我々も虐待防止法改正案をつくったときに、例えば、子供に対しての直接の虐待じゃないけれども、親同士が激し

い争いをしていふことを見せることは虐待に当たるといふような概念を定義の中に入れたんです。したがって、まさしく石井さんがおっしゃったように、議員同士の議論の中で、私が今申し上げているのはこういうことですね、一方に全く無断で勝手に連れ去つて、会わせない、それが子供の利益にとつてどういう影響を及ぼすのか、これはやはり虐待の事案の一つとして認めてもよいのではないかと議論が煮詰まれば、これはまた特出しの書き方を、あるいは改正をすることもあり得べしなかなと思ひ思つているということをお知らせさせていただきます。

ちなみに、平成二十二年に児童虐待防止法を改正したときの附則二つ、いろいろありましたよ。一つは親権の問題で、今回実現いたしました。もう一つは、社会的養護の問題を充実するというところもあります。したがって、児童虐待防止法についても、時代背景を踏まえて三年ごとに改正していくことじゃないかと。

我々の想像、理解を超えるような虐待事案というものが出てくる以上はそれには対応すべきではないかという議論は、これは超党派の勉強会の中でもされておりましたので、ぜひ厚生労働省としてもその辺の理解を進めておいていただきたいと、まずお願いを申し上げます。

さて次に、面会交流を支援する民間団体の取り組みを公的に支援する体制をしっかりと構築すべきではないかと思ひます。面会交流を促す同居親の気持ちに寄り添って、不安を取り除いたり、面会時の安全を確保したりすべきであると思ひます。いかがでしょうか。将来的には、全国の家裁がある地域にすべて公的な面会交流センターを設置して、専属の専門員を配置すべきと思ひますが、いかがでしょうか。

○石井政府参考人 お答え申し上げます。まさに、子の利益の観点から、離婚後も適切な親子の面会交流が行われることは極めて重要だといふふうに認識をいたしていただいております。

厚生労働省では、平成十九年度から養育費相談支援センターを設置いたしました。そこで養育費のみならず、面会交流の相談にも応じておるところでございます。その相談実績も、まだ数は少のうございますが、年々ふえてきている、そういう状況でございます。また、都道府県などを単位に設置をされました母子家庭等就業・自立支援センターにおきましても、ここでは専門の相談員を配置し、養育費や面会交流の相談支援に際して、まして、これも相談実績は上がってきております。今後とも、まだまだ専門の相談員を配置して、いない母子家庭等就業・自立支援センターがございますので、そこでの配置を進めるとともに、相談員の人材が大切でございます。その人材養成のための研修や関係機関との連携など、面会交流に関する相談支援体制の充実を図つてまいりたいといふふうに考えております。

○馳委員 わかりました。さらに進めていただきたいと思ひます。

家裁の負担の軽減も重要です。例えば、最近、現役弁護士を家事調停などの非常勤裁判官として採用しておりますが、仕事がない弁護士活用の点からも、より推進すべきではないかと思ひます。いかがですか。

○江田国務大臣 最近、弁護士になつても就職先がないなどといういろいろな声があつて、悲鳴も聞こえるんですが、こういう皆さんに仕事の場をもつとふやす努力、これを私どももしていく必要はあると思つております。

今委員御指摘の家事調停官でございますが、これは、弁護士になつても仕事がないという者にすくなつてくれといつても、そうはいきません。というのは、弁護士で五年以上その職にあつた者の中から日本弁護士連合会の推薦を受けて最高裁が任命する非常勤の裁判所職員ということでございます。五年間は弁護士をやつていただかなきゃならぬわけですね。しかし、そういう皆さんに、原則として週一日、所属裁判所で家事審判官と同等の権限で調停事件を処理していただいていると